



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 97/2019年1月号

発行日：2019年1月31日

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

弊監査法人では業界の動向に注視しつつ、今年もクライアントの皆様と常にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を維持し適切な監査業務を遂行してまいり所存です。

昨年は1月の白根山噴火に始まり、2月には北陸の大雪、9月には仮想通貨流出と一年の象徴となる漢字に「災」が選ばれるほど大変な一年となりました。

今年も改元・消費税増税などのイベントがあり、その対応が大変になることもあるかと思いますが、弊監査法人では、昨年同様引き続き監査の品質を第一優先として品質管理の充実に努めて参ります。

年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

### I. 最新情報（2018年12月1日～2018年12月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2018年 12月25日	研究 報告	「保証人の資力に関する情報」における公認会計士による実務」の公表について	2018年12月11日に開催されました常務理事会の承認を受けて、中小企業施策調査会研究報告第4号「保証人の資力に関する情報」における公認会計士による実務」を公表しましたのでお知らせします。	—
2018年 12月20日	実務 指針	「専門業務実務指針4450「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書」に対する合意された手続業務に関する実務指針」(以下「本実務指針」という。)を2018年12月20日付けで公表しましたのでお知らせします。	2018年12月11日に開催されました常務理事会の承認を受けて、専門業務実務指針4450「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書」に対する合意された手続業務に関する実務指針」(以下「本実務指針」という。)を2018年12月20日付けで公表しましたのでお知らせします。	

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		<p>する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表並びに監査・保証実務委員会研究報告第24号「一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告」の廃止について</p>		
--	--	--	--	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 12月28日	実務 指針	「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表につ	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、非営利法人委員会実務指針第42号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を、2018年12月28日付で公表いたしましたので、お知らせします。	—

		いて		
--	--	----	--	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告について

2018年12月に公表された「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」について、簡単にまとめてみました。

今まで我が国には、偶発事象に関する会計基準は存在せず、偶発債務等の注記は規定されているものの、偶発事象（偶発損失及び偶発利益）の定義や会計上の取扱いに関するルールが定められていませんでした。

しかしながら、我が国においても、企業の事業活動のグローバル化の高まり等の結果、企業の活動が複雑化し、それに伴って利害関係者も増加しています。その結果、企業が様々なリスクにさらされ、責任や損失負担が求められる可能性も増加していると考えられることから、何らかのガイダンスが示されることで、将来の業績指標の予測可能性を高めることになる可能性があると考えられます。

### 1. 偶発事象とは

偶発事象とは、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいいます。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できます。

### 2. 偶発損失の取扱い

偶発損失のうち、引当金の要件を満たすものについては引当計上されることになります。

（引当金の要件 参考；将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる）

また、偶発債務として、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務のうち、将来において事業の負担となる可能性があるものについては偶発債務としてその内容及び金額を注記することになります。

### 3. 現行実務の分析

#### ・財務諸表の比較可能性

個々の事象の内容により、将来事業の負担となる可能性は当然に異なっています。この可能性の違いにより、注記の開示や引当金計上の要否にかかる判断は異なると考えられます。しかし、財務諸表の比較可能性という観点からは、どの程度の発生可能性をもって注記による開示をすべきなのか、さらには、引当金を計上すべきなのかの目線が揃っていないと、同じような事象であっても企業によって注記の有無が異なり、結果として財務諸表の比較可能性が損なわれると考えられます。この観点からは、どの程度の損失の発生可能性と損失金額の見積りの可能性があれば、注記による開示や引当金の計上を要するのかについての指針（ガイダンス）を提供することが有効であると考えられます。

個々の事象の内容により、注記の開示や引当金計上の要否にかかる判断は異なることとなりますが、上記の指針（ガイダンス）の有効性は否定されないと考えられます。

#### ・開示の適時性

財務諸表利用者への迅速な情報開示という観点からは、財務諸表等規則第 58 条では「事業の負担となる可能性のあるもの」という前提が付されています。もし、財務諸表利用者への迅速な情報開示という観点をより優先するのであれば、訴訟や違法行為、損害補償の事象が発生したことをもって、発生した事実については、網羅的に偶発事象の注記を求めるという取扱いが考えられます。

その一方で、係争事件に係る賠償義務のような偶発債務については、訴訟を受けた時点や賠償責任の可能性が生じた初期段階では、負担となる可能性及び金額の見積りを行うには、情報が不十分であり、引当金の計上及び注記による開示のいずれであっても、財務諸表の利用者に対して不正確・不確実な情報を提供する可能性があると考えられます。

このため、情報開示の適時性の側面と正確性・確実性の側面のバランスに留意する必要があると考えられます。偶発債務の注記は「将来において事業の負担となる可能性のあるもの」を開示することとされ、【経理の状況】の「その他」の記載とは開示の対象となる範囲が異なっていると考えられます。

両者の開示を単純に比較して、どちらの開示が望ましいのかを判断することはできませんが、有価証券報告書の利用者に対するリスク情報であるという点では両者の開示は共通していると考えられます。

#### ・開示の充実

財務諸表利用者の予測可能性を高めるために、注記や引当金計上を行うに当たっては、何を契機に注記や引当金計上が必要と判断したのかについての企業の判断を併せて記載することが、財務諸表を理解する上で有用であると考えられます。

一方で、訴訟関連、違法行為関連及び損害補償関連のような偶発債務については、その事実を開示することにより、企業に不利な影響をもたらす可能性があるとの指摘があります。各企業において注記の開示と引当金計上の適切なタイミングについては十分に検討されていると考えられるものの、時系列分析の結果によれば、実際に、偶発債務についての注記を開示している企業の数が極めて少数となっています。

この点については、IAS 第37 号第 92 項の開示免除規定のように、企業の立場が著しく不利になると予想できる場合、係争の全般的な内容と情報を開示しなかった旨及びその理由を記載した上で、開示を免除するという本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

ような配慮を定めることも有用であると考えられます。

上記の分析に基づいて、我が国の会計上の取扱いにおいては以下の取扱いを検討すべきとしています。

- ① どの程度の損失の発生可能性と損失金額の見積りの可能性があれば、注記による開示や引当金の計上を要するのかについて、何らかの指針（ガイダンス）を提供すること
- ② 重要な訴訟や違法行為、損害補償については、有価証券報告書の【経理の状況】の「その他」の開示のタイミングにおいて、財務諸表においても偶発事象の注記を求めるという取扱いが、財務諸表利用者により早期に情報を開示できる可能性があること
- ③ 偶発債務に関する注記や引当金計上を行うに当たっては、何を契機に注記や引当金計上が必要と判断したのかについての企業の判断を記載すること
- ④ 事実として、偶発債務についての注記を開示している企業の数極めて少数にとどまっているため、IAS 第37号第92項の開示免除規定のように、注記の要求事項に一定の配慮を定めることも有用である可能性があること

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703